

議 第 2 4 号 議 案

生活保護基準における母子加算の引き下げ実施をしないことを求める意見書の提出について

生活保護基準における母子加算の引き下げ実施をしないことを求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

平成29年12月14日提出

富士見市議会議長 尾 崎 孝 好 様

提出者 富士見市議会議員 寺 田 玲

賛成者 同 根 岸 操

提 案 理 由

生活保護基準における母子加算の引き下げ実施をしないことを求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき政府に対して提出するため、この案を提出します。

生活保護基準における母子加算の引き下げ実施をしないことを求める意見書

5年に一度の生活保護基準の見直しが2018年度に予定されている。現在、厚生労働省社会保障審議会の生活保護基準部会で検討が重ねられており、2017年度中に結論をまとめる予定である。具体的には「生活費に充てられる生活扶助基準」、「子どものいる世帯の扶助及び母子加算をはじめとした各種の検証」などが検討されている。

2017年11月29日、財務省の財政制度等審議会がまとめた「平成30年度予算の編成等に関する建議」の中で「生活扶助基準・各種加算等の見直し」が盛り込まれたことにより、生活保護利用者などから「さらなる基準の引き下げがあるのでは」と懸念の声が上がっている。

政府は2013年8月から3回に分けて生活扶助基準を最大10%引き下げた。その後、住宅扶助基準、冬季加算も引き下げられたことにより、生活保護利用者は社会や地域からの孤立感を拭えず、人間らしい生活を送ることが難しくなっている。

母子加算の引き下げをするようなことがあれば、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現する」という子どもの貧困対策推進法の理念に反することにもなる。貧困の連鎖を防ぎ、生活保護利用者が安心して暮らせる社会を実現することが大切である。

よって、富士見市議会は、政府に対し、生活保護利用者の生活を守るためにも、生活保護基準における母子加算の引き下げ実施をしないことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月 日

埼玉県富士見市議会

内閣総理大臣 安倍晋三様

厚生労働大臣 加藤勝信様